

# 業務のご案内

2024年4月現在

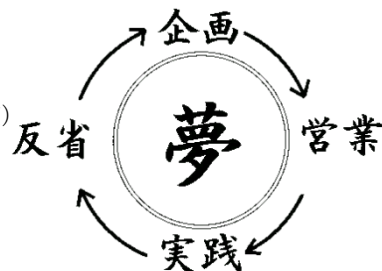
NPO法人 北海道安全衛生研究所(北安研)  
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル501  
TEL 011-241-6630 FAX 011-241-9750  
E-mail: hokuanken@aneiken.com

東京事務所(携)090-2434-2263  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-5-12  
神田ポンピアンビル6F 建通エンジニアリング(株)内  
E-mail: k\_jgarashi@ken2eng.com

NPO法人北海道安全衛生研究所は、工場、事業場の安全衛生業務のお手伝いを行なうことにより、北海道の安全衛生水準の向上に寄与することを目的として設立しました。講師等は、労働安全・衛生コンサルタント、労働基準行政OBほか、安全衛生のベテランが担当します。事業場、関係事業者団体ほか、皆様のご利用をお願い致します。

項目	内容	備考
1 安全衛生診断 パトロール	安全衛生管理体制、職場の不安全状態、不安全行動についての診断（パトロール）を行ないアドバイスします。	診断日に口頭でコメントするほか、後日文書により報告
2 安全衛生教育 (1)一般新入者教育 (2)特別教育	安衛法第59条第1項に基づく安全衛生教育 安衛法第59条第3項に基づく安全衛生教育	それぞれ業務に関する特別教育テキストを使用するほかDVD等の視聴覚教材を使用
3 安全衛生大会等の 講演・講話	事業者、事業者団体等が主催する安全衛生大会における安全衛生の講演、講話	ご希望によりレジメの製作又はビデオの使用
4 管理監督者 (1)職長・安全衛生責任者教育 (2)危険予知訓練(KYT)リーダー研修 (3)安全衛生推進者養成 (4)リスクアセスメントの実施指導	・安衛法第60条・第19条の2に基づき、事業者、事業者団体等が行なう職長（安全衛生責任者）教育に講師を派遣して行なう教育。（2日教育・能力向上教育は1日） ・KYリーダーとしての理論と実践手法を事業者、事業者団体等が行う研修に講師を派遣します。 ・安衛法第12条の2に基づく安全衛生推進者養成のため、講師を派遣して研修します。（1.5日） ・安衛法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施に向けた研修等のお手伝いをします。	教材等は当研究所で準備します。修了証等を発行します。
5 顧問業務等 (1)継続顧問業務 (2)労働衛生業務 (3)労災保険関係業務 (4)労基法関係業務	事業者が行なう安全衛生業務について、定期、不定期に求めに応じてアドバイスを行なうほか、年間所定の役務サービスを行ないます。 ・産業医の派遣(委託)労働衛生コンサルタント等の派遣又は特約により、労働衛生業務全般のアドバイスを行ないます。 ・労災保険事務組合及び建設業1人親方等の特別加入取扱業務(北海道安衛研建設事業1人親方組合) ・就業規則、労働時間短縮等労務関係の指導援助業務	① 労災事故の調査と防止対策 ② 安全衛生診断 ③ 安全衛生改善計画の作成 ④ リスクアセスメントの実施指導  事務委託手数料月1,000円(外税) 労災事故発生の場合は事務指導
6 会員制度による安全衛生情報の提供と相談業務	・安全衛生に関する情報を中災防北海道センター等と協力して提供する。(会費…年額12,000円) ・派遣料10%割引	会員への情報提供及び相談は無料。 労働保険諸手続用紙・死傷病報告用紙等、要望により送付。
7 安全衛生に関する図書用品等の配布	・新入社員安全衛生教育テキスト50頁 ・丸のこ安全教育テキスト60頁 ・研削と石取替試運転特別教育テキスト70頁 ・職長(安全衛生責任者)教育テキスト140頁 ・ // 能力向上教育テキスト(1日)  ※その他、安全衛生図書・用品類…お問合せください。	詳しい内容については当協会のホームページをご覧ください。

- ※料金システム(外税)
- 顧問料 顧問業務の内容により 月額3万円から6万円
  - 派遣料 60分 40,000円、90分 45,000円、半日 50,000円、1日 80,000円 (旅費、交通費等は当所の定め)
  - 教材費 実費(機材使用の場合は、機材使用料3,000円~5,000円。印刷資料原稿使用の場合は、原稿作成料として3,000円~5,000円程度)
  - 支払い 依頼業務終了後、請求書を発行させていただきます。
  - 依頼手続き 裏面申込様式をコピーするなどしてお申込みください。



<http://aneiken.com/>